

○津幡町の鳥ハクチョウ飛来促進事業における被害の補償基準に関する要綱

平成21年12月9日

訓令第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津幡町の鳥ハクチョウ飛来促進事業要綱（平成21年津幡町告示第124号。以下「事業要綱」という。）第7条に規定する町長が別に定める基準について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補償の対象となる者は、事業要綱第7条に規定する申請者とする。

(申請)

第3条 補償を受けようとする者（以下「補償申請者」という。）は、事業要綱第6条に定める様式に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(認定及び通知)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、補償申請者の立会いのもと被害内容を確認し、補償の可否を決定し、その結果を速やかに冬期湛水水田被害認定通知書（様式第1号）により補償申請者に通知するものとする。

(補償の額)

第5条 補償の額は、次の表のとおりとする。

ハクチョウによる掘削被害箇所数	金額
1箇所	50,000円
2箇所	55,000円
3箇所	60,000円
4箇所	65,000円
5箇所以上	70,000円

(補償の請求)

第6条 第4条の規定により冬期湛水水田被害認定通知を受けた者は、冬期湛水水田被害補償金請求書（様式第2号）を提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年7月12日訓令第10号）

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

津幡町長

冬期湛水水田被害認定通知書

年 月 日付で申請のありました冬期湛水水田被害については、下記のとおり被害  
湛水水田として認定したので通知する。

記

1. 冬期湛水水田被害場所

地 番	面積（アール）	被害箇所数
計		

2. 補償額

円

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

(宛先)津幡町長

申請者 住所  
氏名

冬期湛水水田被害補償金請求書

年 月 日付け、 発第 号により被害水田として認定されましたので、  
下記のとおり補償金を交付されるよう津幡町の鳥ハクチョウ飛来促進事業における被害の補償基  
準に関する要綱の規定により請求します。

記

1. 請求額 円

2. 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本・支店名	本店 支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
(ふりがな) 口座名義人 (申請者と同一)			

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第6条関係)